

国指定屋我地鳥獸保護区

屋我地特別保護地区

指定計画書（環境省案）

平成18年 月 日

環 境 省

1 指針

(1) 特別保護地区の名称

屋我地特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

沖縄県国頭郡今帰仁村字湧川前田原719-1番地東端を起点とし、同所から名護市字我部950番地西端に向かい直進し同番地西端に至り、同所から海岸線を南東に進み県道110号線との交点に至り、同所から同県道を南進し奥武島の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南西に進み県道110号線との交点に至り、同所から県道110号線を南進し海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南進し基点に至る線により囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日(10年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

②特別保護地区の指定目的

屋我地特別保護地区は、沖縄県の沖縄島、同島から北西に突き出した本部半島及び屋我地島に囲まれた、羽地内海と呼ばれる海域に位置している。羽地内海は全般的に浅海域で構成され、一部に干潟が発達しており、泥質の干潟ではマングローブ林が優占する。

干潟はシギ・チドリ類を始めとした多くの鳥類がエサ場や休息地として利用しており、屋我地島周辺海域に見られる岩礁は、ベニアジサシやエリグロアジサシの繁殖地や休息地となっている。

羽地内海には、「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)」(沖縄県編)に記載されている94種を含む、64科185種の貝類が確認されていることから、多様かつ豊富な羽地内海の底生生物環境が多くの渡り鳥のエサ資源とし

て利用されているものと考えられる。

当該区域はこれら多様な鳥獣類の繁殖地、休息地及び採餌の場として利用されており、国指定屋我地鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

管理方針

- ・ 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・ 海面利用型レクリエーションが無秩序に行われた場合、鳥獣の繁殖や生息へ影響を与えるおそれがあることから他機関と連携した巡視活動や普及啓発活動を実施する。
- ・ 当鳥獣保護区が極めて価値の高い自然環境を有している地域であることの理解をすすめるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,001 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	—	ha
農耕地	—	ha
水面	1,001	ha
その他	—	ha

イ 所有者別内訳

国有地	—	ha
地方公共団体有地	—	ha
私有地等	—	ha
公有水面	1,001	ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	—	ha	
自然公園法による地域	1,001	ha	沖縄海岸国定公園普通地域
文化財保護法による地域	—	ha	
森林法による地域	—	ha	
砂防法による地域	—	ha	

3 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は沖縄県の沖縄島、同島から北西に突き出した本部半島及び屋我地島に囲まれた、羽地内海と呼ばれる海域に位置する。

イ 地形、地質等

当該区域は屋我地島により外海からほぼ隔てられた内海であり、沖縄本島側からは奈佐田川、羽地大川、真喜屋大川が流れ込んでおり、陸源堆積物を多く含む砂礫に覆われた水深の浅い地形が広がり、一部では干潮時に干出する干潟が発達し、さらに泥質が多く含まれる地域も見られる。

ウ 植物相の概要

当該区域沿岸域の海岸泥湿地にはヒルギ群落が成立している。

海中では33種の海藻及び海草類が確認されており、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—植物Ⅱ」（環境庁編）で絶滅危惧Ⅰ類に区分されているホソエガサや、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—植物Ⅰ」（環境庁編）で準絶滅危惧種に区分されているウミヒルモ及びマツバウミジグサが確認されている。

エ 動物相の概要

鳥類では、シギ・チドリ類、アジサシ類をはじめとし、鳥獣保護区管理員による調査等により計36科113種の鳥類が確認されており、これら鳥類の多くが採餌、休息及び繁殖の場として当該区域を利用している。

魚類は羽地内海に流入する河川での結果も含めると59科151種が確認されており、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—汽水・淡水魚類」（環境庁編）では、リュウキュウアユ（ただし、沖縄島の個体群は絶滅し、現在確認される個体は奄美大島から再導入したもの）が絶滅危惧ⅠA類に、タメトモハゼ、タナゴモドキが絶滅危惧ⅠB類に区分されている。

底生生物では、貝類で64科185種、甲殻類で22科59種が確認されており、「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）」（沖縄県編）には、貝類のうち94種及び甲殻類のうち4種が記載されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

- ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成15年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成16年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成17年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置されたため、第29条第7項の許可を受けることができないため、又は同条第10項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- ①特別保護地区用制札 11本
- ②案内板 0基

ア. 鳥類

(別表)

番号	目	科	和名	学名	環境省	沖縄県	その他
1	ペリカン目	ウ科	カワウ	<i>Phalacrocorax carbo</i>			
2		グンカンドリ科	*グンカンドリ sp.	<i>Fregata sp.</i>			
3	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax</i>			
4			ササゴイ	<i>Butorides striatus</i>			
5			○アマサギ	<i>Bubulcus ibis</i>			
6			○ダイサギ	<i>Egretta alba modesta</i>			
7			○チュウサギ	<i>Egretta intermedia</i>	NT	NT	
8			○コサギ	<i>Egretta garzetta</i>			
9			カラシラサギ	<i>Egretta eulophotes</i>	DD		
10			○クロサギ	<i>Egretta sacra</i>			
11			○アオサギ	<i>Ardea cinerea</i>			
12		トキ科	クロツラヘラサギ	<i>Platalea minor</i>	CR	CR	
13	カモ目	カモ科	ツクシガモ	<i>Tadorna tadorna</i>	EN	EN	
14			マガモ	<i>Anas platyrhynchos</i>			
15			カルガモ	<i>Anas poecilorhyncha</i>			
16			○コガモ	<i>Anas crecca</i>			
17			ヒドリガモ	<i>Anas penelope</i>			
18			○オナガガモ	<i>Anas acuta</i>			
19	タカ目	タカ科	○ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>	NT	VU	
20			ツミ	<i>Accipiter gularis</i>			
21			ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>	NT		
22			オオノスリ	<i>Buteo hemilasius</i>			
23			○サシバ	<i>Butastur indicus</i>			
24			ハイロチュウヒ	<i>Circus cyaneus</i>			
25		ハヤブサ科	○ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>	VU	VU	国内希少
26			○チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus</i>			
27	ツル目	ミフウズラ科	○ミフウズラ	<i>Turnix suscitator</i>		NT	
28		クイナ科	ヒクイナ	<i>Porzana fusca</i>			
29			○シロハラクイナ	<i>Amaurornis phoenicurus</i>			
30			バン	<i>Gallinula chloropus</i>			
31	チドリ目	チドリ科	○コチドリ	<i>Charadrius dubius</i>			
32			○シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>		NT	
33			○メダイチドリ	<i>Charadrius mongolus</i>			
34			オオメダイチドリ	<i>Charadrius leschenaulti</i>			
35			○ムナグロ	<i>Pluvialis fulva</i>			
36			○ダイゼン	<i>Pluvialis squatarola</i>			
37		シギ科	○キョウジョシギ	<i>Arenaria interpres</i>			
38			○トウネン	<i>Calidris ruficollis</i>			
39			○ハマシギ	<i>Calidris alpina</i>			
40			○オバンシギ	<i>Calidris tenuirostris</i>			
41			○ミユビシギ	<i>Crocethia alba</i>			
42			エリマキシギ	<i>Philomachus pugnax</i>			
43			アカアシシギ	<i>Tringa totanus</i>	VU	VU	
44			○アオアシシギ	<i>Tringa nebularia</i>			
45			クサシギ	<i>Tringa ochropus</i>			
46			○キアシシギ	<i>Heteroscelus brevipes</i>			
47			○イソシギ	<i>Actitis hypoleucos</i>			
48			○ソリハシシギ	<i>Xenus cinereus</i>			
49			オグロシギ	<i>Limosa limosa</i>			
50			○オオソリハシシギ	<i>Limosa lapponica</i>			
51			○ダイシャクシギ	<i>Numenius arquata</i>			
52			ホウロクシギ	<i>Numenius madagascariensis</i>	VU		
53			○チュウシャクシギ	<i>Numenius phaeopus</i>			
54			ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>			
55			タシギ	<i>Gallinago gallinago</i>			
56		セイタカシギ科	セイタカシギ	<i>Himantopus himantopus</i>	EN	VU	
57		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	<i>Glareola maldivarum</i>	VU	VU	
58		カモメ科	ユリカモメ	<i>Larus ridibundus</i>			
59			カモメ	<i>Larus canus</i>			
60			○ウミネコ	<i>Larus crassirostris</i>			
61			ズグロカモメ	<i>Larus saundersi</i>	VU	VU	
62			ミツユビカモメ	<i>Rissa tridactyla</i>			
63			クロハラアジサシ	<i>Chlidonias hybridus</i>			
64			○アジサシ	<i>Sterna hirundo</i>		NT	
65			○ベニアジサシ	<i>Sterna dougallii</i>	NT	NT	
66			○エリグロアジサシ	<i>Sterna sumatrana</i>	NT	VU	
67			○コアジサシ	<i>Sterna albifrons</i>	VU	VU	国際希少
68	ハト目	ハト科	カラスバト	<i>Columba janthina</i>	NT		園天
69			○キジバト	<i>Streptopelia orientalis</i>			
70			ズアカアオバト	<i>Treron formosae</i>			
71			○ドバト	<i>Columba livia var. domestica</i>			外来生物
72	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ	<i>Cuculus saturatus</i>			

番号	目	科	和名	学名	環境省	沖縄県	その他
73	フクロウ目	フクロウ科	ロミミズク	<i>Asio flammeus</i>			
74			リュウキュウコノハズク	<i>Otus elegans</i>		NT	
75			○リュウキュウオオコノハズク	<i>Otus lempiji pryeri</i>	VU	VU	
76			リュウキュウアオバズク	<i>Ninox scutulata totogo</i>		NT	
77	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	<i>Halcyon coromanda</i>			
78			○カワセミ	<i>Alcedo atthis</i>		NT	
79	キツツキ目	キツツキ科	○コガラ	<i>Dendrocopos kizuki</i>			
80	スズメ目	ツバメ科	○ツバメ	<i>Hirundo rustica</i>			
81			○リュウキュウツバメ	<i>Hirundo tahitica</i>			
82		セキレイ科	ツメナガセキレイ	<i>Motacilla flava</i>			
83			○キセキレイ	<i>Motacilla cinerea</i>			
84			○ハクセキレイ	<i>Motacilla alba</i>			
85			○ビンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i>			
86		サンショウクイ科	○リュウキュウサンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus tegimae</i>		NT	
87		ヒヨドリ科	○シロガシラ	<i>Pycnonotus sinensis</i>			外来生物
88			○ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis</i>			
89		モズ科	シマアカモズ	<i>Lanius cristatus lucionensis</i>			
90		ツグミ科	○ノゴマ	<i>Luscinia calliope</i>			
91			ルリビタキ	<i>Tarsiger cyanurus</i>			
92			ジョウビタキ	<i>Phoenicurus auroreus</i>			
93			○イソヒヨドリ	<i>Monticola solitarius</i>			
94			アカハラ	<i>Turdus chrysolaus</i>			
95			○シロハラ	<i>Turdus pallidus</i>			
96			○ツグミ	<i>Turdus naumanni</i>			
97		ウグイス科	○ウグイス	<i>Cettia diphone</i>			
98			カラフトムジセッカ	<i>Phylloscopus schwarzi</i>			
99			キマコムシクイ	<i>Phylloscopus inornatus</i>			
100			○セッカ	<i>Costicola juncidis</i>			
101		ヒタキ科	コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica</i>			
102		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	<i>Terpsiphone atrocaudata</i>			
103		シジュウカラ科	○シジュウカラ	<i>Parus major</i>			
104		メジロ科	○メジロ	<i>Zosterops japonicus</i>			
105		ホオジロ科	ミヤマホオジロ	<i>Emberiza elegans</i>			
106			○アオジ	<i>Emberiza spodocephala</i>			
107			クロジ	<i>Emberiza variabilis</i>			
108		アトリ科	○アトリ	<i>Fringilla montifringilla</i>			
109			○マヒワ	<i>Carduelis spinus</i>			
110		ハタオリドリ科	○スズメ	<i>Passer montanus</i>			
111		ムクドリ科	コムドリ	<i>Sturnus philippensis</i>			
112		カラス科	○ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos</i>			
113		カエデチョウ科	○シマキンバラ	<i>Lonchura punctulata</i>			外来生物
出現数		12目	36科	113種	17種	20種	6種

イ. 獣類

番号	目	科	和名	学名	環境省	沖縄県	その他
1	モグラ目	トガリネズミ科	ワタセジネズミ	<i>Crocidura horsfieldii watasei</i>	NT	NT	
2	コウモリ目	オオコウモリ科	オリオオコウモリ	<i>Pteropus dasymallus inopinatus</i>		NT	
3	ネコ目	イヌ科	イヌ	<i>Canis familiaris</i>			外来生物
4		ネコ科	イエネコ	<i>Felis catus</i>			外来生物
5		ジャコウネコ科	ジャワマンダース	<i>Herpestes javanicus</i>			外来生物
6	カイギュウ目	ジュゴン科	ジュゴン	<i>Dugong dugon</i>		CR	
出現数		4目	6科	6種	1種	3種	3種

*グンカンドリ sp. は種の同定ができていないもの。

(注)

1. 種の指定等の要件は次の通りである。

国定：国指定天然記念物

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

2. ○印は当地域で一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。